



森林の届け出制度をご存じですか？

森林を所有することになった方、所有されている方は、次の場合に届出が必要となります。これは、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられている制度です。

詳しくは、森づくり課(☎22-2369)までお問い合わせください。

森林の土地の所有者となったとき

届出対象者	個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方
届出期間	森林の土地の所有者となった日から90日以内
届出事項	届出者、前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積・用途など ※添付書類として、登記事項証明書または土地売買契約書の写し、土地の位置を示す図面が必要です。
提出先	取得した土地のある市町村に届出をする必要があります。 秩父市内の土地を取得した場合は、市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へ提出してください。
県への届出が必要な場合	水源地域に指定されている土地(県で確認できます)の売買などをする場合には、30日前までに、県への届出が必要となります。(相続の場合は不要) ☒埼玉県秩父農林振興センター林業部 ☎25-1312

立木を伐採するとき

土地の形質の変更(林地開発)をするとき

届出対象者	森林所有者など(自己の森林であっても届出は必要です。)
届出期間	伐採を開始する日の30~90日前
届出事項	森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採期間および伐採後の造林方法など
提出先	市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課
その他	平成29年4月から、伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告が必要になりました。詳しくは、市役所森づくり課へお問い合わせください。
県への届出が必要な場合	森林で1haを超える土地の形質の変更(林地開発)をする場合、保安林内で立木の伐採や土地の形質の変更などをしようとする場合は、県の許可などが必要となります。 ☒埼玉県秩父農林振興センター林業部 ☎25-1312

第4回秩父の自然を守る写真展

「秩父の野生の生き物」

フォトコンテスト

作品募集



テーマ 「秩父の野生の生き物(昆虫を含む)」

応募内容 秩父自生の生き物(昆虫を含む)で、周辺の自然環境が分かるもの。ペットや家屋内に生息するものは不可。自然に害を及ぼす生き物も可とし、秩父地域であれば秩父市内でなくとも可。

応募方法 ワイド四切または四切(縦横は自由)とし、そのまま展示できるような額装とする(額の色は自由)。パネルは不可。所定の応募用紙に必要事項を明記し、作品の裏に(右上)に貼付して郵送または持参

応募先 環境立市推進課(〒368-1868 熊木町8-15 「秩父の野生の生き物」フォトコンテスト係)

応募用紙 チラシと共に5月20日(月)以降、公民館などの公共施設や環境立市推進課(歴史文化伝承館4階)等に置いてあります。

応募期間 令和元年5月20日(月)~9月20日(金)(募集中)

表彰 特選1点(賞状、賞金1万円)・準特選2点(賞状、賞金

5千円)・優秀賞10点(賞状、地域通貨2千円分)・入選相当数(賞状、展示)

留意事項 応募点数は1人1点・3年以内に撮影したもの・応募者の住所、年齢は問わない・合成写真、組み写真は不可・二重応募は不可・応募作品の著作権は主催者に帰属します。

※応募の際

の個人情報
報は本フ
ォトコン
テスト以
外に使用
しません。

●作品展

とき 令和元年11月(予定)

ところ 矢

尾百貨店3階美術サロン(予定)

☒環境立市推進課☎22-2378

または秩父市環境市民会議事務局
見 ☎090-913817
724



お詫びと訂正 4月号8ページ

「障がい者のための福祉手当・福祉医療費」の特別障害者手当の手当額に誤りがありました。お詫びして訂正します。

正 月額27,200円
誤 月額27,220円